

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法、伊勢市市税条例に基づき、賦課期日(4月1日)時点において、主たる定置場を本市内に置く軽自動車等の所有者等に対して課税を行う。</p> <p>【内容】 ①軽自動車税の賦課・納税通知書の発送・減免・課税調査 ②軽自動車税課税台帳の管理・異動・照会・統計調査 ③原動機付自転車等の標識交付・廃車等申告受付 ④軽自動車税に関連する証明書の交付</p>
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 軽自動車税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 なし ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話: 0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話: 0596-21-5521

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I. 関連評価情報 5.実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 石田 高	課税課長 世古口 睦	事前	
平成29年10月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項 別表第一16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	法令の題名等の形式的な変更
平成29年10月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二 第27項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	・番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 なし ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 なし	事前	法令の題名等の形式的な変更
平成30年9月7日	I 関連評価情報 5.実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 世古口 睦	課税課長	事後	
令和1年6月18日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	I. 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策	(なし)	(追加項目)	事後	規則改正に伴う追加
令和2年11月30日	II-1 対象人数 いつ時点の 計数か	平成26年10月31日 時点	令和2年7月22日 時点	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	Ⅱ-2 対象人数 いつ時点の 計数か	平成26年10月31日 時点	令和2年7月22日 時点	事後	
令和3年8月31日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 なし <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 27の項 (2)情報提供の根拠 なし <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第20条 (2)情報提供の根拠 なし 	事前	法令の題名等の形式的な変更